

津市隣保館運営審議会会議録

1 会議名	令和4年（2022年）度第1回津市隣保館運営審議会
2 開催日時	令和4年6月24日（金） 午前10時から午前11時47分まで
3 開催場所	津図書館 2階視聴覚室
4 出席者の氏名	（津市隣保館運営審議会委員） 上田信巳 梅林慶文 大橋加代子 片岡福生 金子清志 小島広之 小平英雄 高倉保夫 中川正治 中村光一 西田保男 野末暢美 福田信男 藤本正治 村林秀紀 （事務局） 市民部長 南条弥生 / 市民部次長 平井徳昭 人権課長 藤田善樹 / 調整・人権担当主幹 西澤幸生 人権担当副主幹 岸岡康成 / 人権担当副主幹 濱田伸子 中央市民館長 市川雅章 / 橿形市民館長 前田重憲 長谷山市民館長 後藤 章 / 雲出市民館長 前田博之 久居北口市民館長 西川賢洋 / 久居北口文化会館長 水谷 明 榊原市民館長 西川直良 / 雲林院福祉会館長 増地陽一 中野文化会館長 小林玉季 / 川合文化会館長 西本和史 白山市民会館長代理出席 藤田行正 美杉人権センター館長 前田憲一
5 内容	1 会長及び副会長の選出について 2 隣保館事業の概要について 3 令和3年(2021年)度隣保館活動報告について 4 令和4年(2022年)度隣保館事業計画について 5 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3166 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事内容 下記のとおり

事務局	(開会) お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より令和4年度第1回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。 委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます津市市民部人権課の西澤でございます。どうぞよろしくお願いします。
事務局	はじめに、審議会委員の新たな任期になって初めてお集りいただいておりますので、ご出席の委員の皆様を50音順にてご紹介させていただきます。 お手元の「津市隣保館運営審議会委員名簿」をご覧ください。 楡形市民館運営委員会委員長で向井自治会長の上田委員様。 津市子ども会育成者連合会事務局長の梅林委員様。 榊原市民館運営委員会委員の大橋委員様。 津市身障者福祉連合会会長の片岡委員様。 久居北口市民館運営委員会委員で久居北口三自治会副会長の金子委員様。 津市小中学校校長会南地区校長会の小島委員様。 久居北口文化会館運営委員会委員長の小平委員様。 津人権擁護委員協議会津地区委員会の高倉委員様。 津市民生委員児童委員連合会委員の中川委員様。 津市社会福祉協議会会長の中村委員様。 美杉人権センター運営委員会委員長の西田委員様。 津保育所施設長連絡協議会の野末委員様 白山市民会館運営委員会委員長の福田委員様 中央市民館運営委員会副委員長で愛宕町自治会長の藤本委員様。 雲林院福祉会館運営委員会委員長の村林委員様。 中野文化会館運営委員会委員長で中野区自治会長の山川委員様は少し遅れてみえるようです。 また、本日ご欠席ではございますが、

事務局	津市立幼稚園長会の遠藤委員様。 雲出市民館運営委員会委員長で殿木自治会長の尾崎委員 様。 長谷山市民館運営委員会委員長で赤坂東自治会長の谷中 委員様。 津市自治会連合会幹事の中西委員様。 川合文化会館運営委員会副委員長の岡山委員様が、欠席 なさっていますがそれぞれご就任をいただいております。 どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、私ども事務局をご紹介します。 市民部長 南条。市民部次長 平井。人権課長 藤田。 人権課 岸岡。同じく人権課 濱田でございます。 続きまして、隣保館の館長でございますが、 中央市民館長 市川。楡形市民館長 前田。 長谷山市民館 後藤。雲出市民館長 前田。 久居北口市民館長 西川。久居北口文化会館長 水谷。 榊原市民館長 西川。雲林院福祉会館長 増地。 中野文化会館長 小林。川合文化会館長 西本。 白山市民会館は代理出席 藤田。 美杉人権センター館長 前田。 以上でございます。
事務局	それでは開会にあたりまして、南条市民部長よりご挨拶 を申し上げます。
事務局(南条)	改めまして、皆様おはようございます。 市民部長の南条です。よろしくお願いいたします。 本日は、ご多用の中、津市隣保館運営審議会に出席いた だきましてありがとうございます。併せて委員の皆様にお かれましては、日頃より隣保館の運営事業にあたり、ご指 導ご協力いただきましてありがとうございます。また、新 たに委員になりました、上田様、谷中様、山川様、遠藤様、 野末様におかれましても、どうぞよろしくお願いいたします。 さて、本審議会につきましては、津市隣保館の設置及び 管理に関する条例第15条の規定により、隣保館の運営に 関する基本方針等に係る調査審議を目的として設置されて

	おり、隣保館の事業の企画及び実施等に関し、委員の皆様からご意見などをいただこうとするものでございます。 本日は、令和4年度第1回の審議会ということで事項書の議事に記載をさせていただいているとおり、会長及び副会長の選出、隣保館事業の概要、令和3年度隣保館の活動報告、令和4年度の隣保館事業計画について、審議をお願いするものでございます。いただいたご意見は、今後の隣保館運営に活かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします さて、本年4月から市の組織改正において、隣保館の管理運営等を行ってございました地域調整室が人権課に統合し、人権政策の総合部門として、人権問題のより複雑化多様化に対応するとともに、これまで以上に幅広く総合的かつ一体的な人権施策を推進していくこととなりました。地域調整室の名称はなくなりましたが、隣保館運営を始め各業務については、何ら変わることがないのでございますので、よろしくお願いいたします。 また、人権担当理事の職は廃止し、市民部長が担うこととなり、市民部長、市民次長、人権課長、人権担当職員の計7名の体制で人権啓発、人権教育、人権相談体制の充実に取り組んでいきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、議事に入ります前に、本日、21名の委員のうち15名の方が出席していただいておりますので、委員の過半数以上の出席がありますので、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告させていただきます。 それでは、議事を進めさせていただきます。 条例第18条の規定に基づきまして、委員の互選により、会長及び副会長それぞれ1名の選出をお願いしたいと思います。選出の方法はどのようにさせていただきますでしょうか。 (事務局一任の声) 事務局一任の声がありましたので、僭越ではございますが事務局よりご指名させていただきます。

	会長には、村林秀紀様、副会長には、西田保男様をお願いしたいと思っております。 委員の皆様よろしいでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 では、会長、副会長のお席の方へお願いします。村林様、西田様、お願いできますでしょうか。それでは、会長、副会長ご挨拶をお願いします。
村林会長	村林です。色んな課題に対して取り組むべきところ、なかなか私もよく分かっていけませんので、皆様のご協力を得ながら務めていきたいと思えます。少しでも前に進めればと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。
西田副会長	副会長を仰せつかりました西田です。村林会長とともに、少しでもご意見など活発に行われることを期待しております。どうかよろしく願いします。
事務局	ありがとうございます。 それでは、ただいまより、条例第19条第1項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願いしたいと思えます。 村林会長、よろしく願いいたします。

村林会長	改めまして、皆さんおはようございます。進行役を仰せつかりました村林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本年度第1回目であります、議事進行に当たりましては、皆さんの活発なご議論をいただきながら、議事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 また、議事の進め方でございますが、それぞれの議題について、事務局から説明をいただき、その後、委員の方々からご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なしの声)
村林会長	ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。 事務局から、あらかじめお話しいただくことは何かございますか。
事務局	当審議会の会議録作成のため、事務局におきまして、会議を録音させていただきたいと思っております。 また、今回、会議録へのご署名は、小平委員様と中川委員様のお二人にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。
村林会長	委員の皆様いかがでしょうか。 (異議なしの声)
村林会長	ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。 事務局、他にありますか。
事務局	当審議会の公開についてでございますが、本市における審議会の会議の公開につきましては、津市情報公開条例第23条において、個人の情報などの不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合や、会議を公開することに

	より公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除き、会議は原則公開とする旨規定しております。 このことから、当審議会の会議につきましては、「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきましては、原則公開する方向で取り扱うこととなりますので、よろしくお願いします。 また、本日の傍聴人につきましては、みえておりませんのでご承知おきください。 以上です。
村林会長	事務局の説明にありましたように「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきましては、原則として公開となりますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
村林会長	ありがとうございます。 それでは、会議の公開につきましては、そのようにさせていただきます。 では、議事に入ります。 お手元の資料の1ページ目にございます事項書の2番、事項(2)の隣保館事業の概要について、事務局の説明を求めます。
事務局(藤田)	それでは、隣保館事業の概要について説明いたします。 今回、初めての委員さんも数名もおみえになりますので、隣保館事業の概要につきまして資料に沿いましてご説明をさせていただきます。 資料の4ページ5ページを開いていただきたいと思います。 隣保館事業の概要でございます。 隣保館につきましては、社会福祉法に基づきます隣保事業を実施する施設として活動を行っております。そして、

厚生労働事務次官通知の中で、国が予算措置を行う事業等が定められておりまして、津市におきましては、「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」、それから「人権が尊重される津市をつくる条例」においてですね、隣保館の事業、それから人権が尊重される津市をつくるために、必要な事項を定めております。

その下の、隣保館の目的及び実施事業、これにつきましては、隣保館設置運営要綱におけます、(1)の目的といたしまして、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこと、これを目的としまして、下の(2)の事業のところで、アの基本事業として、(ア)から次のページの(カ)までの6つの事業、それとですね、地域の実情に応じて、その下のイの特別事業といたしまして、この下の(ア)から(ウ)までの3つの特別事業、このことを行うものというふうに定められております。

その下ですが、次の2の津市隣保館の設置及び管理に関する条例においては、(1)設置といたしまして、市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉の増進を図ることを目的として、(2)の事業の中で、アの基本事業、それからずっと下のイの特別事業、こういうのを定めまして、次の6ページにかけまして、3でございますが、人権が尊重される津市をつくる条例におきましては、同和問題を始めとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けた取り組みを推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的といたしまして施策を推進するものというふうに定めております。

その下の4の隣保館の役割につきましては、人権が尊重される社会づくりに関する施策を積極的に推進するものでありまして、その4の下の段落になりますけれども、その目的のための地域拠点施設といたしまして、地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割と、部落差別の解消に関する施策の実施など、各種人権課題の解決に資するための役割を持って活動を推進していくものであります。

隣保館事業の概要については、以上でございます。

村林会長	ただいま説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。
村林会長	一点だけ、当たり前のような確認なんですけれども、基本事業というのは、各隣保館全てにおいて行う事業で、特別事業というのは各館が考えて、行おうと思う館が行う事業という分け方でよろしいでしょうか。
事務局(藤田)	考え方については、そのような考え方でございます。 それぞれ各館につきましては、基本はですね、目的と事業の内容に沿ったものになりますけれども、設置の形態とか館の規模だとか、あるいは地域の住民の人数とか色々差がございますので、そこは地域の実情に応じた形で事業をやっていただくということで現在もやっておりますし、今後もやっていくことになりますけれども、基本的にはそういうふうな形で事業を実施しているものでございます。
村林会長	ありがとうございます。
福田委員	一点よろしいでしょうか。
村林会長	はい。
福田委員	失礼します。相談事業の強化ということが書いてございます。 地域で大変、こう何と言いますか、コロナ禍の中で、それだけでなく非常にしんどい生活の実態がございます。 調査をすればきっと浮き彫りにされていくんだろうと思うんですけれども、それにつきましても相談事業にあたる要員ですよね。それが十分ではないんじゃないかなって、今年白山町は一人減になりました。そんな中で相談事業の強化っていかなものかなと実態として思ってしまうんですね。この件についてどんなふうに捉えられてるのか、事務局にご回答いただけたらありがたいなと思うんですが。
事務局(藤田)	相談事業につきましては、地域によって様々な課題があ

福田委員	るということは認識をしております。実際にですね、職員 というか体制が減になったということがございまして、そ れによってですね、やはり人的な面から考えますと、相談 機能というかそのような、実際に人数が減ることによって 低下するということはあるかも分かりませんが、そこは少し職員に負担がかかる部分もあるか分かりませんが、現在の人員の中でですね、精一杯そういう事業なり相談なりをやっていただく必要もあるのかなというふうには 思います。 ただ、減ったからといってですね、それが今後もそのま まの人員でいいじゃないかっていう、そういう議論ではな くてですね、やはり今、市の人的な体制の中でですね、そ れも闇雲に職員を増やすということは難しい状態にある中 で、今後そういう地域の実情、相談機能の充実ですね、そ ういうことを考えた場合には、やはりこちらの事務局側、 当局側からのですね、人的な要求はしていかないといけな いというふうに考えておりますので、ただ非常に厳しい面 はありますけれども、そういうことは人事当局にはですね、 きちっと伝えて、現状を伝えてやっていく私は責任がある と思っておりますので、そういうふうなことで今後も要望要求 をしてまいります。 うちも相談事業を開設はしているんですけども、ほんと に困っておる人ってなかなかね、こんなことで困ってま すっていうことを訴えに来ないです。こちらから出かけて行 って初めて分かることって随分あるわけですけども、それ を福祉と繋いだりとかっていうこともしなければならんっ ていいですか、特に学校の児童を通してですね、見えてく るものが結構あるんですよ。子どもの生活実態等々を見 ていくと、そこには大変な問題を抱えておる家庭があって ですね、そこへ入っていこうと思うと、なかなかその学校 の先生方だけでは無理なところもあって、隣保館と協同し ながらですね、事業を展開しているんですけども、とて もとても一人で何件かも抱えて、未だにこう何と言いま すか、解決の糸口がないような状況の中で、悶々としてお る状況なんですよ。人数が減ったからといって相談事業が
-------------	---

	成り立たない、後退することではないというふうにおっしゃいますけれども、やっぱり人材必要なんですよね。相談事業っていうのは、やっぱり家庭訪問して行ってそこでじっくりとその人の本音、困っとる部分、ちゃんと信頼関係の中で訴えっていくっていうことが、成立しなかったらなかなか解決していかないだろう。そのことをかなり重要なこととして受け止めていただいてですね、ぜひ条件整備をしていただきたいというふうに思います。 以上です。
村林会長	今の相談事業のことも含めまして、今日配付していただいていた隣保館の活性化に向けた運営方針に関わる部分も含めて、これは隣保館の事業計画の後で時間を取らせてもらったらよろしいですか。それとも全体的なことなので、先に進めたほうがよろしいですか。
事務局(藤田)	ご意見いただけるようでしたら、はい。
村林会長	活性化に向けた運営方針に関しまして、先にご質問その他ありましたら、ということよろしいですか。
事務局(藤田)	運営方針に向けた中身ですね、概要について後で言わせていただく予定をしておりましたけれども、この場でも結構ですので、おっしゃっていただいて結構です。
村林会長	ただいま福田委員がおっしゃってみえた部分で、この中にある、相談体制の中で隣保館職員を対象とした研修等で資質の向上をということと、関係機関とも連携しっていうところも含まれていると思うんですけども、具体的には何らかの形で進められているんでしょうか。もしそのことがあればお教えいただきたいと思うんですけども。
事務局(藤田)	その連携という意味におきましては、今、具体的にまだ何かを進めているかっていうことは実際ちょっとございません。ただ、色んな意味でですね、研修とかあるいは啓発をする時に、市の部局の中でもですね、例えば教育委員会

村林会長	部局とかそういう関連の部局はありますので、そのところとはですね、日頃からも連携を取っておる部分もありますので、そういう意味においては今後今の現状に落ち着くことなくですね、今後もそういった関連の部局とは逐一連絡を取り合って、もっと強化するということは可能でございますので、そういうところは今後もやっていきたいなと、きちっと強化していきたいなっていうふうに考えています。
村林会長	よろしいでしょうか。 先ほどお答えいただいた人の配置に関しては、当然予算が伴ってくるっていうのは分かるんですけども、現状の中でどうしていくかっていうことをどうしても考えていけないといけないと思うので、現状でできることっていうのは、一番は色んなところの連携をどうしていくかということは現実にあるわけですから、そのことを具体的な形で進めていただけるとありがたいと思います。 他の方よろしいでしょうか。
福田委員	何度もすみません。相談体制の充実につきましては、なかなか会長もおっしゃいましたように、予算も伴うことで急にはできないことだろうと思うんですけども、これは私の願いなんですけども、なかなかこの事業報告が、いつもこうされていってこんな事業してますって、件数何件ありますっていうふうに資料としてお渡しするわけですけども、私はやっぱり事務局の方々が地元へ全て回るわけにいかないでしょうけれども、実態をつぶさに肌で感じてほしいなという願いがあるんですよ。それで随分違うだろうと思うんです。課題があった時に、こちら側から事務局のほうへ訴えていったりっていうのは余程のことがない限りなかなか伝えていかないだろうと思うんですよ。でも日常的にしんどいものを抱えながらそこで奮闘してもらっておるわけですけども、そういう細かいことなり、そのある隣保館が抱えておる、あるいはその地域が抱えておる空気感みたいなものがきっとあるだろうと思って、是非とも足を運んでいただいてですね、それぞれの隣保館ではこん

村林会長	なふうに活動してもらっており、地域住民はこんな思いを持っておるんだということを、肌感覚です、少しでも実感していただくと変わっていくのではないかなという。これはないものねだりか分かりませんが、全ての館を回るわけにはいかないにしても、今年はこことこというふうな感じですね、回っていただいて実感していただくということはとても大事なことはないかな。そのことがひいては相談事業の充実であったりとか、あるいはその地域の抱えておる課題をつかんでいただく一つの助けになるのではないかなと。 蛇足ながら申し上げておきたいと思います。よろしくお願いします。 ありがとうございます。相談事業の大切さというのは、運営方針のウの項目の中にも相談事業ということも書いてあるので、全体的に隣保館の活動や運営に関してある意味中心的部分を担っていると思うので、具体的な形を進めていただけるとありがたいと思います。 司会しながらしゃべってるのも何なんですけれども、今のところで、現在行っている人権啓発事業に加えてっていうのになってますけれども、色んな形でされてると思うんです。それによってどれだけの効果があったかということに関して、それがあって初めて多分次の予算も考えられるんだと思うんですけれども、意識調査の結果をもってされてるっていうのは、意識調査の変化は多分具体的な人の行動の変化とは一致しないと思うんです。その中で意識調査だけ変わればいいっていうような方向性をもって進めていることは、変化しているように見えて具体的な変化をしてないっていうことを上手く捉えきれてないことなんだろうと思います。 実態としての差別とか住んでいる者の気持ちの中で、例えば子供が誰かと付き合うあるいは結婚する話を考えた時に、親としては本当はこんな言葉ええのかなと思いながら、ちゃんと自分のことは伝えたんか、部落やっていうことは伝えたんか、でそのことに対して相手はどうやって言うと思ったんやって親が言ってしまいうんですよ。それは、言うっ
-------------	---

	てことは自分たちも差別があることを認めながら、あんた差別される可能性があるんやよっていうことを言っているわけですね。そんな差別はおかしいっていうことを一生懸命言いながら、子供に差別があるって言う、何かすごく親として、本来はそんなこと気にせんでええって言わなきゃいけないところを、あるんやっていうことを直接話してる時にやっぱりすごく矛盾も感じるんです。でもそれを言わなければいけないような状況が、まだずっと残ってるということの中で、施策その他を考えていただかないと、周りはそんなことはないよとそんな差別もうほとんどないよと言われながらも、実際に住んでる者はそういうことをずっと子供に続けてるっていう実態を踏まえた内容を進めていっていただきたいと思います。 そういう意味では隣保館が果たす役割の中で、よく啓発って出てきますけれども、隣保館ができる啓発って誰に対してどういう形でできるとお考えなのか少し話していただけますか。
事務局(藤田)	隣保館ができる啓発というのは、隣保館設置の地域に限定されるというふうには思います。その地域をどこまで考えるかというところだとは思いますが、現在今は隣保館が所管する地域に対して、広報的なものを配るとかっていうことをやっていると思うんですが、どこまで広げられるかっていうのはですね、色んな面で考えることが必要だと思いますが、できる限り広く周知をするという意味においては、周辺地域に広げることは大切だと思いますし、事務的なことも少しあるかとは思いますが、可能な限り周知というのはできればいいなとは思っています。
村林会長	ありがとうございます。隣保館の業務としてあるのは分かるんですが、隣保館が行うことに対してあるいは隣保館がそれぞれの隣保館だけで考えるべきことでは本来ないんだと思うんです。特に人権啓発に関しては、全体的な取り組みって言いながら、その部分は隣保館がしてるからってというような感じの、一部分の、ずっと継続的にその

	ままの形で進んできているように思うんですけども、隣保館で考えて隣保館に任せるような形だけではなくて、やはり行政の中で隣保館を含めた地域行政にきちっと働きかけていただかないと、地域としては隣保館のある地域は動くかもしれないけど、それ以外の地域はほとんど動かない。で、啓発で啓発物品を配るとかってされるけれども、それがどれだけの効果があるのかなっていうのは個人的にはすごく疑問なんです。活動としては隣保館がしてるからっていう形の部分で終わってく部分が多いので、もう少し隣保館を含めた形の中で、行政の繋がり、だから隣保館を繋げてくという意味では、隣保館同士じゃない団体との繋がりも、隣保館がなかなかできるわけではないので、行政の中で組織づくりやその他の中で隣保館をきちっと位置付けていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。 あとはよろしかったですか。
金子委員	ちょっとよろしいか。
村林会長	はい。
金子委員	実はですね。皆さん隣保館の委員さんになられて、色々来てみえますが、現実的にそういう目に遭ったという体験談は皆さん大体お持ちなんでしょうかね。そういう差別に遭ったとかですね、それをお伺いしたいと思いますね。現状的に遭ってない方はですね、例えば委員さんをされていてもですよ、何にも分からない。私この審議会に何度も出席させていただいてますが、分からない方がみえとってですね、何にもならんと思うんですよ。だから選ばれる時にですね、やはりそれなりの勉強をされてるとか知識を持ってる方がですね、選ばれてここで地域の実情とかですね、こういう目に遭ってるっていうことを出し合ってますね、市を交えて対応していくっていうやり方をしないと、現状的に活発な意見があったというような審議会は今まで実は一度もなかったような気がするんですよ。何年間もやっていますがね。だからそういう目に遭ってるっていう報告があ

	ったりですね、そういうのも十分調べた上でですね、やってくようにしていただかないとですね、市は隣保館に対しては国がこういう形を取れて言うてるから仕方がないでやってるんじゃないかというようなことやと思うんです。例えば私は北口三ですが、相川という川が流れてます。何十年前から言うてます。改修工事がですね、未だにしません。ちょっと大雨が降るとですね、消防自動車に来て県とか市の消防員さん来てですね、浸かっているのを見てるだけなんですよ。ただちょっと浚渫するだけなんですよ、流れを良くする。そんな子供騙しみたいなことをしてですね、いつどういうことが起こるか分からないのに、真剣に取り組んでるっていう、隣保館ていうことに対してあるいは部落っていうことに対してですね、お荷物のような考え方をしていると私は思うんです。それは間違いなく思うというよりもしてるんですよ。現状的に、私の地区の北口三はですね、皆さん下水道っていうのは当然新しい市がやってますので、ほとんどの方がされてきてると思いますけれども、うちの北口三は相川から北に対しては、計画にも載ってないんですよ、下水道の計画にも。これはどういうことやと私は前も聞いたことがあります、その時の今の局長、はっきり言うて、ちょっと上がりましたが松下くんっていうのがみえますわね。水道局のほうに下水道局のほうにね、分からないんですよ。なんでせんのや、なんでしてくれやんのやっていう。うちらいつまで経っても汲み取りしとらなあかん。草刈りもそうですよ。なんでうちのところはうちらが刈らなあかんの。これ役所がですね、予算を出してるわけでしょ。そしたら役所がどの場所をするというやり方で草刈りをやっているわけじゃないですか。むやみやたらにどこでも刈ってるわけじゃないですから。うちのところはほとんど刈ってもらえない。うちら相川なんか何回自治会で刈ったと思いますか。あんな川、よく氾濫する川で危ないからですね。草が茫々で、枯れた草が積もっておると。市はですね、私ははっきり申し上げますが、市はね、この部落差別を認めとるんです、実際は。津市はそうやと思うんです。私津市であることを、この統制室っていうのができましてから、北口のことでお願いに開発指導課
--	---

に寄ったんですよ。そこの理事が何と言ったと思いますか。私が答えると、上からええ目で見られやんで、金子さん申し訳ないけど、金子さんが行って、統制室で聞いてきてくれやんかって言われたんですよ。これ皆さんどう思いますか。これ私、皆さんに各々委員さんやで聞いてみたい。こんなものなくなるはずがないんですよ。差別をしとるのは、また差別から逃げてるのはね、津市なんですよ、現状的には。津市が、何も腰を上げないんですよ、これ、どんだけやっとなんて。だから皆さん意見が出ないのは、津市が動いてないから。蛇の頭が動いてないからですね、いつまで経っても進まないですよ、こんなもん。皆さん集まってね、もうコーヒー飲んどった方がましですよ、本当に。活発な意見がね、出ようがないんですよ。この問題に対して津市が真摯に取り組んでですよ、活動を始めてないから、それに対してのありがたいことやとか、こんなことはなくていいんじゃないかとかいうことは出ないんですよ。何もやってないから。例えばね、地域調整室って私は大事なとこやったと思います。結構相談にも行きましたからね。だけどころいう相生町問題ちゅうのがありまして、それであそこで起こった。それははっきり言って津市がしっかり取り組まんだだけのことなんです。しっかり取り組んでたらね、あんな相生町問題、別に起こらなかつたんですよ。逃げ腰なんですよ、結局は。だから逃げ腰のこの隣保館問題、同和問題に対しては津市はどこまで行っても逃げ腰。だから警察官上がりの人に来てもうてそこで話して、もう罪人扱いですよ。そんなね、もう十年経っても二十年経っても全然良うならへん。だんだん過疎化してくだけ。実際私はそう思いますよ。確かに人口は減ってきたりしてますよ。だけどね、それはそれなりの対処を取らな駄目やと思うんですよ。見えるところだけを良くして、見えないところはもう闇に放っておこうと。5、6年前にね、美杉地区の、優先地区に美杉を置いてですよ、インフラから何からやって、きちっとやるって言って市長約束して、広報に載せましたよ。倉田寛次っていう人が今あそこの地区の市議会議員やってますが、何にもやってませんやん。何にもしてくれへんねん。

四日市はね、津市にはいい榑原温泉っていう名湯があるじゃないですか、四日市は市長が率先してね、名阪から湯の山温泉までの道づくりをちゃんとしたんですよ。大きな金をかけて。いっぺんに湯の山は大盛況になりましたよね。ちっともこの津市の市長はそんなことはしたことない。自分の目立つことばっかしてですね。皆さんもっとしっかりね、私が言いたいのは、私ら一票持っとんのやで、これっていう人に入れやなあかん。そんなやから津市なんてもうだんだん衰退してくだけやで。例えば今度湯の瀬っていうの榑原にできましたやんか。確かにええことやとは思いますが。そしたらそれなりのインフラをしてやらな。行く道はほとんど変わらんと、どっち向いて行ったらええのやと、分かりませんに。広くなってね、どうなったちゅうわけでもないし。

私はよく本当にこれで自分の名声を上げるためにですね、ああしたんや、私がしたんやって、私がしたんじゃないさ。あれは私らの税金でね、津市がしたんですよ。よく考えて、津市の職員の皆さんもやってもらわんと。

私は市民部長になられたおたくにも言うけどね、おたくの職員さんでも、前もああいうふうに私が十年前に頼んどっても、見てきたちゅうて次長言われたけどさ、外から見てきたちゅうだけやん。本人そうやって答えた。あの時テープ撮ってよろしいですかっていう話で、撮ってもうて結構って私が言うたけど、そうだったでしょ。何にもならへんねん。だからこの人なんかわしらに責められてかわいそうやさ、真ん中に入って。そんな状態なんですよ。私らはまだそんなんもしてもらえへんねん。いつまで経っても汲み取りなん。計画に載ってないんですよ。これはほんと何で差別じゃないんですか。隣保館で大きく取り上げる問題ではないのかって私は思いますけどね。そんなぐらいやってくれない。いつも溢れる相川であつてもね、何にもしてくれへんねん。10億円予算取った。今まで1億円ずつはかけてはくれとるんですよ。だけど浚渫したりね、崩れたところ直しとるだけでは駄目なんですよ。根本的に作り直さな駄目なんですよ。川幅が狭くて、上流部分はどんどん増えて、水量が増えてきてる。そしたら川幅が狭かつ

	たら川幅を広げるとか深さをどうするとか、もっと抜本的な対策を取らな駄目なんですよ。それを目くらましなことをやってですね。皆さん、率直に申し上げますけども、色んな今度行ったらこういう話をしようとか、こういうことを相談に乗ってもらおうと思ってここへ来てみえますか。私は本当に失礼なこと申し上げますけどね、ないんやと思うんですよ。だからこれでは駄目だと。例えば人権課になったんやろ。人権課がさ、どうして人事異動をする時に一番大事なことは何なん。何を一番として人事異動をするの。関連する質問やったら答えてほしいなと思います。
事務局(南条)	人事異動の最大の目的っていうのは、やはり組織の活性化っていうふうなところかと私は思っております。
金子委員	前の課長が言うたのはね、長いことおる順番から変えてくんやと。それだけのことやって言ってた。
事務局(南条)	それだけっていうことではないと思うんですけども。
金子委員	それはおたくがないと思うって言うても、悪いんや、本人が言うたんやで。それはおたくの考えであって。だからそんなふうなんやでって俺は言いたい。ある人物なんかは、安濃の工業団地、あそこへ替えて六か月でまた戻されたわの。かわいそうに。なんて言うたと思う。こんなことされたらかなわんわ金子さんって私に言うてきた。そらそうやさ。そういうことに関してもな、人事異動でそんなことをしてしもたという人間は別に知らんのやって言っとたら、そらあかんよ。責任があるやない。理由も大事だろう。とにかくね、市がね私物化されてんの、市長の。だからみんなの顔を覗いながらね、今課長以上の人間はね、もう戦々恐々。いつどんなことされるか分からんで、よう言わんわけよ。そんな状態ですよ。 余分なことも喋りましたが、どんな目に遭っているっていうことだけはお話しておきたいと思います。だから差別っていうのは極端、生活環境までもね、人並みに、津市の皆さんの一般の人並みにしてもらえないという目に遭って

村林会長	ます。そういうこともよく分かっていただいてですね、この隣保館をもっと活性化してですね、意見交換ができるようにしてもらいたいと思います。 以上です。 他、よろしいですか。なければ次に移らせていただきます。 事項（３）の令和３年度 隣保館活動報告について、事務局の説明を求めます。
事務局(藤田)	それでは、令和３年度の隣保館活動報告について、概要のご説明をさせていただきます。 活動報告につきましては、資料の７ページに各館の活動を集約させていただいております。 それから次の８ページから１９ページにかけては、各館の利用者数について掲載させていただいております。 それから次の２０ページ以降につきましては、各館で取り組んでいる事業を大きく３つ、交流事業、連携事業、特色事業とに分けて、それぞれ表記をさせていただいております。ただ、この事業の区分につきましては、明確な規定に基づいて仕分けをしているものではなく、各館の活動の内容を大まかに区分したという整理をしておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。 その中で２０ページから２３ページまでの交流事業につきましては、各種団体との交流を図ることで、隣保館の活動を幅広く知ってもらうためのもので、小中学校、地域住民、地域団体等との交流を深めたものでございます。 次に、２４ページから２９ページにかけての連携事業につきましては、地区の関係団体等と共同によりまして、人権啓発講演会、各種学習会などを開催し、啓発に努めたものでございます。 次に３０ページ以降の特色事業につきましては、各館が独自に取り組んでいる事業を表記しておりますが、地域ニーズにあわせた各種サービス事業や地域学習会などを中心に実施しております。 なお、人権講座や学習会など、一部の事業につきましては、令和３年度におきましても前年度に引き続き、新型コ

	ロナウイルス感染症拡大防止の観点から、回数を減らしたり、中止したりしたのも若干ございますのでご理解の程お願いしたいと思います。 また、令和3年度の利用者数については、先ほどの影響もございまして延べ35,235名で、令和2年度と比較して約8%の減少、人数で3,051名の減少となりました。 令和3年度においては、コロナの関係で「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」の対象期間も長くなったこともございまして、長引くコロナ禍での活動の中止や事業規模の縮小が、利用者数の減になったのではないかと考えております。 説明については以上でございます。
村林会長	ありがとうございました。説明はお聞きのとおりですが、ご意見が伺えたらと思いますので、皆さんよろしくお願いします。
村林会長	各館としての報告は分かったんですけども、これを全体的に捉えて市はどのようにまとめてみえるのですか。
事務局(藤田)	各館で色々な特徴を持つ事業を各館それぞれやっていたいております。これにつきましても、最初にも申し上げましたが、規模とか中身の関係、それから体制等含めてですね、できる範囲の事業を行っておりますが、市全体で統一した考え方の、最初にご説明申し上げました隣保館事業の概要をコンセプトに行っておりますが、やはり実情というのは、それぞれ違う部分がございますので、そこは各館それぞれ、館の地域の実情に合わせて独自の事業を考えておりますので、そこは統一した考えのもとで各館のほうでも、個々の事業を進めていくということでございます。
村林会長	それぞれのところでというのは、聞こえはいいのですけども、それを市としてどうやって支えているのですか。市が関わるところがなかったら、それぞれがやればいいじゃないかというふうにしか見えてこないんですよ。それが

	先ほど金子委員の言われているように、地域の問題を例えば隣保館に上げたとしても、隣保館から市へは上がってこないで、市の問題としてもう一回戻ってくる事ができないというのは、各館が各館で完結してしまっているからではないんですか。
事務局(藤田)	ご意見ありがとうございます。その件については、その他の最後の項でご説明させていただこうとは思っておったんですけども、今会長からご意見出ましたので、隣保館の関係ですね、隣保館館長会議というのが、ずっと過去から行ってきたのですが、コロナの関係でここ2年ぐらひは実際開催できてなくて、行っていないわけです。ただコロナの関係もですね、ちょっと人数的には多いですけども、やはり活動的にちょっと緩和できるような状態にはなってきておりますので、今年度以降、この隣保館館長会議を開催できなかったものをきちんと復活してですね、やっていきたいというふうに考えております。この館長会議については、各館の館長に寄ってもらって私ども人権課も寄って話をするわけですけども、そこで統一的な考えと各館の詳しい状況をですね、これを私どもが聞くと同時に各館の館長もそれぞれ情報を得ることになりますので、そういうことを聞いた中でですね、そしたら何が各館に必要なことなのかというのは、館長がそれぞれ考えていただくことも可能ですし、我々もまとめるものとして考えることもできますので、そこはできていなかった分、今後は積極的に館長会議を開催して、より情報共有というか認識を高めるために積極的にやっていきたいというふうには考えております。
村林会長	是非、次に進められるためのものとして館長会議の中で市もきちっと加わった中でしていただきたいと思います。その上で、そこで見えてきた課題もきちんとこの審議会の中に出していただければ、審議会で話し合う内容がきちんと提示されることになると思いますので是非よろしく願ひします。 あと、もう一点、館長会議ってすごく大事だと思うんで

福田委員	す。というのは、隣保館って館長が中心にほとんど動かざるを得ない状態であるんだと思うんです。ところが、その館長の任期というのか、雇用形態というのかちょっと分からないですけれども、普通から見ればすごく不安定な状態なんだと思うんですよ。賃金どうこうということ以上に、2年とか3年とかで切られていってしまう中で、継続的な考え方でしていこうとすれば、それは地域にとってすごく館長が変わるということは、次に繋げることの難しさがそこに同時に付いてくる。先ほどの広報であったりとか、啓発であったりということは1年、2年ということで完結していくものではない以上は、それを継続しようとするに館長が変わる度に、継承はされるけれども、なかなか継続という形にはなりにくいので、その辺の、言葉で言ってしまうと、人事を考えてくださいという言葉にしかならないんですけれども、もう少し、館長の位置付けや大切さを意識していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。 何度も失礼します。組織の体制といいますか、例えばこうやって審議会委員さんに集まってもらって、そこから何を吸い上げて、例えば同和行政の全体に活かしていくかみたいな役割がきっとあると思うんですよね。でも、ずっと私も長く関わらせてもらっているんですけども、こんなふうにそれぞれの館の事業、一覧表が提出されて、ここで審議する課題って見えてこないですよね。他の館でやっておられることについて、云々はできないじゃないですか、なかなかね。もっとしっかりせえみたいなことを言えないです。それはやっぱり事務局として、こういう事業の概要を吸い上げて、それは何のためにされておるんだらうと。先ほど館長との話し合いがあるっていうふうに聞かせてもらって少しほっとしたんですけども。それは、事務局として自分たちは、大変失礼な言い方ですけども、同和行政にどれだけ貢献できておるのかどうかという、全体の津市としての同和行政がどこまで推進されておるんだらうかということについても、きちんと目を光らせてもらいたいですよね。
-------------	--

事務局(藤田)	なぜかといいますと、やはり最先端で活動していただいております行政としては、隣保館の皆さん方じゃないですか。一番、その地元の課題であったりとか、先ほども金子さんがおっしゃってみえたけども、何回言ってもあかんのやみたい。おたくら間に挟まれて、苦労かけとるみたいな労いの言葉があったわけですけども、やはり人権の最先端で活動されておる皆さんは、ご自分たちの意識というの僕も大切だと思うんですよね。真剣に自分の仕事に誇りを感じながら行政マンとして生きていく上においてですね、やはりその専門家になってほしいし、嫌われようが何をしようが自分の信念を貫く。つまり差別のない社会づくりにどれほど貢献できるかということを、生意気な言い方ですけども、それがなくなかなか進まないと思うんですよね。自分の出世とか、人事のこと気にしながら、現実問題はそんなものもあるかも分かりませんが、やはり差別のない社会をつくっていくには、自分はどんな行政マンとしての人生があるかみたいなことについての、説教垂れるみたいで申し訳ないんですけども、その辺りの意識で随分変わると思うんですよね。そのためには一回課題を吸い上げていただいてですね、課題言うてくるでかなんなあというのではなくて、津市全体の行政の中で解決していかないと、なかなかね、人権課だけで解決できる問題ではなく、行政総体として取り組まんなんことが多いじゃないですか。そんな意識を是非持っていただきたいなと思います。そうすることによって、この会議の課題であったりとか形態も変わってくるであろうと思うので。是非新しいメンバーでその辺りを考えていただいたらありがたいなと思います。 ご意見ありがとうございます。今年度、組織改正になりました、旧の地域調整室なり、人権担当理事の所管の職員ががらっと全員代わったというのがございます。新たな体制になって、我々も今まで人権行政に携わったことはございませんでしたけども、知識的にはまだまだ浅いですが、三か月やっつて中で色々勉強もしましたし、現状とか実情も一応まだ過渡期ですけども分かりつつあるところであります。その中でも私たちの意識が、人権に対して差
---------	--

村林会長	別解消とかそういうことに向いていかないことには、実際の仕事の効果っていうのは表れない部分もあると思いますので、新たな体制の職員全体できちんと意識を共有してしっかりやっていくつもりでもおりますので、今後も頑張っていきますので、皆様方のご意見も頂戴してサポートもしていただければありがたいと思っておりますので、今後ともご意見を頂戴して頑張っていきたいと思っております。 よろしかったですか。 ないようですので、事項（３）は、終わらせていただきます。 続きまして事項（４）の令和４年度 隣保館事業計画について、事務局の説明を求めます。
事務局(藤田)	それでは、令和４年度 隣保館事業計画について、ご説明いたします。 資料については、最終の３４ページ、Ａ３サイズの資料をご覧ください。 本年度の隣保館事業計画でございますが、各館の計画については、各館の運営委員会において、それぞれ審議されているものでございますが、この計画により令和４年度の事業を実施していくものでございます。地域コミュニティ施設として各種講座、相談業務等を実施しながら、人権・同和問題の解決に向け、それぞれの地域の実情に応じた内容の事業を実施して参ります。 各館の内容につきましては、このＡ３の中身で書かせていただいておりますので、詳細の説明については省かせていただきますけれども、この内容で行っていくということでよろしくお願いいたします。 それから、この計画に基づく、個々の事業内容の一部にはなりますが、２０ページから３３ページにあります「交流事業・連携事業・特色事業」についての各表の右端の欄に、令和４年度の事業案として示しております。これらについて昨年度までの事業実績を踏まえて、本年度の事業を実施していくものでございますので、ご覧いただきたいと思います。

	なお、今年度におきましても、新型コロナウイルスの感染状況も現在少し下火になってきている部分もあるのかなというふうに思いますが、その関係によって今後も事業を縮小せざるを得ない場面とかですね、あるいは中止せざるを得ない場面というのも少なからず出てくる可能性はあると思います。しかしながら現時点では、この計画に挙げた全ての事業、各館の事業が実施できるように、この事業計画に沿って事業を進めていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。
村林会長	ありがとうございます。説明はお聞きのとおりですが、この事業計画は、各館の運営委員会で審議されていますことから、隣保館事業としての方向性などのご意見が伺えたらと思いますので、皆さんよろしく願いしますと言いたいのですが、まず市としては、各隣保館の事業計画の前に市としての方向性というのはどういう形で隣保館にお伝えいただいているのでしょうか。
事務局(藤田)	日頃の業務の中で、色々な場面で各隣保館とやり取りをすることがございます。その時に、何ということではございませんけれども、色々な出来事とか課題があればその都度お伝えさせていただきましても、それは個々の支所なり、隣保館なりとの連絡になりますので、これについては先ほどの、一番重要な役割を果たすのは隣保館館長会議であると思いますので、そこは館長皆寄せた中でですね、私どもの考えを申させていただいた中で、各館の状況を把握するというのが、それが一番重要な手段というふうに思っていますので、この館長会議というのを活用して今後の運営に努めていきたいというふうに思っています。
村林会長	ぜひ、館長会議の中身をこの場を示していただければと思います。 他、何かございますでしょうか。 皆様よろしいでしょうか。

高倉委員	すみません。 行政は結局仕事するには、人の配置と予算の獲得だと思うんですよ。 予算としては、仕事の内容も全然変わってくる。だからこれでちょっと資料見させてもらっても、人が、職員が全然載っていない、表れていないんですね。だから先ほどの福田委員が言われたように、白山が一人減らされた、相談員一人減らされたというのも分かんんです。だから何人の人間が各館で働いて、しかもその職員が常勤なのか非常勤なのか、そういうことも含めてやっぱり見せていただかないと、仕事ができとんのかできてないのかこれも分かん。それから金子委員が言われたことについても、予算がついとればおかしいやないかと誰が見ても分かるわけです。予算がどの事業に対してどれだけあるかというの、これも全然分からない。これを全部明らかにせよというのも無理だと思いますけれども、せめて館の職員、何人の職員がおるのかということくらいは、一覧表の中に入れていただくと分かりやすいかなと思いますので、何とか善処をお願いしたいと思います。
事務局(藤田)	ご意見ありがとうございます。実際、今回の資料の中では、館の設置形態とかそういうのは掲載させていただいておりますが、その職員の体制ですね、それは私ども本庁のほうも含めて掲載をしておりません。ただ、今後この委員さんも含め皆様がどう隣保館の事業に関わっていくかという部分においては、館の体制の把握というか、そういう情報をお渡しするということも、確かに大切なことだと思いますので、そこは今後の資料の中で体制の表とかそのようなものを作って、示させていただくことは可能ですので、ご意見をいただいて今後そのような資料の作成を工夫して考えていきたいと思っています。 ありがとうございます。
村林会長	ぜひ館の人員配置に関しましては分かるような形にさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 この最後につけてもらっている表の「案」になっている

	のはどこに対しての案なんですか。
事務局(藤田)	この中身については、各館ごとのそれぞれの運営委員会です、中身を考えていただいたものを全てまとめて挙げたものでありますけれども、この計画の案につきましては本日の会議です、この計画を示させていただいて、この会議が終われば案を取らせていただいて、この計画、最終的にこれでゴーというかそういう形にさせていただきますので、現段階では審議会がまだ終わっていませんでしたので、取りあえず案をつけさせていただいたということです。
村林会長	今の形で言えば、これは審議会が承認したら案が消えるということなのですか。それぞれの館の運営委員会の中で話をして決めてきたことを、最終的には審議会を通れば、計画は案から変わるという、そういう審議会は位置付けになるのですか。
事務局(藤田)	各館それぞれが決めていただきましたこの計画の内容につきましては、各館の委員会の中で固まっておりますけれども、全体的にまとめた中でのお話はこの場が最初ですので、案として全体をお示ししてですね、その中でこれは違うから変えやなあかんやないかというお話が出ても変えられるものでは実際ございませんのですが、形として全体をまとめた中で本日皆さんにお示しして、この審議会を経た中で全体的な活動としてこの計画を進めて行きたいなという考えで、案というふうに書かせていただきました。その辺の理解が違っていたかも分かりません。申し訳ございません。
中川委員	各館が一生懸命に計画を立ててもらって、ここの審議会でもノーと言うたら、それはノーではないわけですので、やっぱり市民館のほうでこういうことはあかんよということをしてしながら、ここへ出してきているので、これは各館にお任せしていかないと、この審議会でもノーとかイエスと言って案が消えるものではないと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。そんな簡単な計画ではないと私は思っ

	ております。
事務局(藤田)	ありがとうございます。今後ですね、この計画の表記の仕方については、少し考えさせていただきたいと思います。
村林会長	審議会がどうこうということではないということでしょうか。
事務局(藤田)	はい。
村林会長	あとよろしかったでしょうか。 ないようですので、事項(4)については、終わらせていただきます。
	続きまして、その他でございます。事務局から何かありますか。
事務局(藤田)	先ほどもお話をさせていただきましたが、その他の項でお話をしようと思っておったことですね、本年度は隣保館館長会議をきちっと充実してやっていくという考えを持っておりますので、そのところは本年度、積極的に開催をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
金子委員	よろしいですか。人権課長、さっきから言ってみえるけども、させてもらいます、させてもらいます、というのは誰でも言える。ちゃんとそういうのを一覧表にするとか、文字にしてですね、例えば村林さんのほうに、委員長のほうに提出するとか、各館長に、隣保館の館長にも出すと、郵送するというような形はやってもらわな。私が聞いとる限りでは、上手に言うとりだけみたいなものやなあとと思う。おたくはそう言うてみえるけど、もう三か月も人事異動過ぎて経ったんやで。そやのにまだ一回もうちらの館に対して、来て色んな情報収集をしたとかするとかいうこともないわけやし、一生懸命取り組んどる言うたって何にもしとらへんやないかと、私らに言わせれば、私に言わせれば、

私らとは言いませんわ、私に言わせれば、そう思う。口先だけではあかんで。今まで役所で、口先だけで私らやってもらえると思ってきたことがほとんどやでね。だけど相川の問題も言いましたが、二十数年も前から言うとってもやね、してくれやん。それであの時津市も来てもらて、実は相川で軽自動車が橋をオーバーして、北口で。相川の水に押されてですね、欄干で止まっとるわけ。そしたら小さい子供と女性が乗ったんやけども、私がランクルですーっといつも台風の際は回ってるもんで、うちの地区はね。そしたらもしあの時ランクル乗って行かなんだらそこまで行けやんだんやけど、降りてわし女の人は何とか窓開けて、水で電動のガラスが開からんのさ、押されとるもんで。片方は欄干に橋が当たってしもとるわな、ドアが当たってしもとるで開からんし。窓ガラス割ってさ、女性を出したんさ。そしたらちっちゃい子供は中でびしょびしょや。けどそんなことを津市に言うてもな、まだ取り組まんもん。あれもし死んどったらどうする。これ誰の責任になるの、ずっと言うてる。例えばね、皆さんご存じないかも分らんけど、これ新聞にも載りましたでご存じやと思う。大釜池で三人亡くなったのご存じですか。うちに久居に大釜池というのがあるんです、明神町に。これ農業用水ですが大きな池です。この池でですね、池の堤防でですね、一番最初、軽トラに乗ってた男性がですね、軽トラで滑り落ちて亡くなったんです。ここは私が通行止めにせえ、すぐ迂回路できるんやでそうしろ言うて何度も来ました、ここへ。環境課も見ましたし、当然その時の建設部長ですか、確か、思い出したらまた言いますが、その時の書類もちゃんと、申し訳なかったというのはいたいてますが、申し訳なかった言うて人の命戻るわけやない。だからすぐ通行止めにしやよかったのに、それから三か月経ってせんだもんで、今度は二人亡くなって、続けて、女性二人が。これ一体誰の責任やて私は言いたいんですよ。言ってもね、ほんとにしない。そしたらその答えがね、予算を組んで承認を得やなあかん。通行止めにするのに予算がいるの。そうやって書いてある。今度それ私持ってきて皆さんに配ってもええやろ。建設部長名と環境部長名と書いてある。そんな体制

やで、あんた。おたくでも三か月経ってもやね、勉強しますなんて一回も来たこともない、皆さんのところ回ったか。今どんなふうですかとか、どんな状態かなて自分の目で自分の体で確かめてみたか。何にもしとらへんやないか。そやろ、それではあかん。実際やっぱりそういう目に遭ってる人がおるんやから、例えばこの2022年、今年ですね、2月28日の新聞にも出たけど、百年差別なくならないけれどのところ大きく出たんですよ。ネット上に住所と名前載せられて。新聞の切り抜き持ってますかね。実際今日びは地下へ潜ってしまってね、非難が、ネットとかいうものがあるもんで、SNSというのがあるしね、それでしっかり叩かれるんですよ。私なんてあの爆サイというのに叩かれたことある。久居には金子がおるっていうて。私は失礼やけど相川とはちゃうでね、私は相川の自治会長とはしょっちゅうトラブルったけどさ、実際弱いからなんだよ。自分らが弱いねん。自分らの責任、責任とは言わんでも、横の団結をしてでもな、私、だから色んなこうしたらいいやないかという提供をした。だからそういうことも考えてさ、いかに良くするかということを考えやんと、隣保館の会議をしとるだけでちっとも前へ進まへん。何年前とちっとも変わらへんもん。だからおたくらが引っ張ってってくれるということも大事なんやに。そのためには情報収集はしとかなあかんわさ。情報収集なしにさ、情報なしに動くということとはとんでもない、暗闇で走り回るとるみたいなもんや。だから、おたくが今日もこうやって進行役やってみえるけどさ、いろんな話で私が言ってさ、これはどうすんのや、これはどうすんのやって知らんことばっかや。だからまずは情報収集して勉強せなあかん。うちの館長とこへ来たことがあるか。ないやろ。あったら館長から連絡があるで私らも分かる。さっきの案でも、ちょうど村林さんが言われたけど、この案なんて問題はな、案じゃないんや。これは計画として皆のをまとめて出ただけの話なんや。おたくは何も関与しとらへんやんか、こっちで一覧にただけのことや。だからこれは各館から出された計画表ですということでええわけや。そういうふうにもっとよく分かるようにきちっとやってってほしいな。頼みます。

村林会長	他、皆様よろしかったでしょうか。なければ、ひとつ個人的にずっと疑問を持ち続けていることで、多分、全体的な形で自分がお聞きしようと思えば、南条部長に答えていただければ一番ありがたいんですけども、一連の今回の事件というか、まとめが正しいかどうかかわからないですけども、この人事が関わった中で、この元の部分って、えせ同和行為だと思ってみえますか。それともそういうことは一切思ってみえないですか。これって人権を考えていく中で、あるいは部落問題を考えていく中ですごく大きな問題で、そのことをどう考えるかで、後の部分がかなり違ってくると思う。他の方はわからないですけども。そういう意味で、あえて確認するような形で聞かせていただきたかったんですけども、いかがでしょうか。
事務局(南条)	えせ同和行為という認識は持っておりません。声が大きい者に対して毅然とした態度が取れなかったというふうなことが、ずっと続いてきていたというふうに市としては認識しているというふうに考えております。
村林会長	多分その辺すごく捉え方の違いがあるんだと思うんですけどいかがでしょうか。受けてる市側はそう思っていないかもしれないですけど、行っていることはえせ同和行為だと私は思います。だからこそ、周りの人たち、あるいはみなされてしまったり、さっきも言われたようにネットで流れたことに対して、市はほとんど対応されていないと思うんですよ。敬和小学校の校長先生と少し話をした時に、敬和小学校に通っている子供たちの親はかなりナーバスになって、毎日の保育園の行き帰りのことや気にされてるみたいなんですけれども、そういうことも含めて、えせ同和行為と認めてくれという、そういうことではないんですけども、何かその辺の捉え方の差が、現実生活している者と行政との間に起こってしまっているんじゃないのかなあと思うんですけども。

事務局(南条)	確かに、市としては同和というふうな今回の問題を、同和という形ではしていないのですけれども、SNSとかでは大きくその要因となったものということが書かれておりまして、やはりそういう傷ついた子供の話も聞いたことがあります。また、言われたように敬和小学校とか東橋内中学校の校長先生とお話しさせていただいた中でそういうお話も聞きましたし、そういう地域というのは怖いんやろかというような認識を持たせてしまったというふうなことがあります。今もそういうふうに悩んでみえるというか不安に思ってみえる方があるということはすごく感じています。それをどういうふうにしていくかということになってくるのですけれども、やはり差別、同和問題もそうなんですけれども、あらゆる差別というのは誰でも頭では理解していると思うんですけれども、やはりそこが実践できていない現実というのがあると思うんですね。ですので、その部分をどういうふうにして啓発していくかということに、市の責任というか、私たちの果たす役割というのはそこに尽きるということにはなってくるんですけれども、その啓発の方法というのが、今までも啓発というのは、やってきたかとは思いますが、それをもっと例えばこの2年間というのはコロナということでできていなかったところもあり、その中でもオンラインを使ってするということも増えてきましたし、今では会場に集まったりとかオンラインも併用してやるというのが当たり前になってきておりますので、そういうふうに形を変えながらも、たくさんの方がなるべく参加していただけるような工夫を市としてはしていかなければならないと思います。また、何より市職員の研修なんですけれども、全職員を対象とした研修は今までもやってはおるんですけれども、やはりそれに加えて4月以降初任者研修であるとか、今度来週の月曜日も三年目くらいの人を捉えた研修があるんですけれども、今までは講義形式のような研修が多かったのですけれども、講義以外に、グループになってそこでワークショップといって、それぞれがもっとこういう課題にどうしていったらいいんだろうという話し合いを持って考えるというふうな場面を持った研修の方法に4月以降変えていくといったことをやっ
---------	---

村林会長	ております。さらに、そういった研修内容についても研修に参加した者だけではなくて、全職員にこういう研修だったんですということを流すような形で、決まった日に研修を行うのではなくて普段の業務の中で何度も何度もそういった情報を流して、いつも職員が人権の意識をできる環境というものを作っていきたいと考えておりますし、4月以降そのように取り組みをさせていただいているところです。 ありがとうございます。今回の問題の中心をどこに見るかということでは、部落差別ではないと言われることは、部分的には納得して理解しますけども、一つの事件を色んな見方をした中で、この事件には必ず部落差別の問題が入っていたということはやはり認識していただきたいと思うんです。それともう一点、今の時代ネットがと言われますけど、隣保館で使えないのをご存じですか。Wi-Fi 何回請求しても付いてないんですよ。その中で、この二年間で色んな形でネットを使ってと言われるけれども、そのことも含めてずっと言い続けてても、隣保館でほとんどの所はネット使えないんです。一般的なパソコンも使えないんです。市のセキュリティのかかっている物しかないんですから。何かね、だから現状の認識と、言われてることに自分らの中では釈然としないところがあって、もう一点、即応しなきゃいけない内容と、じっくり構えて解決していいことがあると思うんです。ネットで流れてそのことによって、皆さんご存じかどうか知りませんが、住んでる所を全部映して回ってそれを全国に流したわけですね。その中でそこに住んでいる人たちがどう思っているかということは、即応して対応すべきことなんだと思うんです。その即応の対応の部分と、じっくり構えて解決していくというのは、やはりどうしても分かれて当たり前だと思うんですけども、今起こっていることに対して、言葉悪いですけども取りあえずすぐさましなきゃいけないことと後からもう一度ゆっくり考えるということは必要だと思うので、ぜひその辺は今後ともよろしくお願ひしたいと思います。
-------------	--

福田委員	よろしいでしょうか。 非常に大事な問題です。前回のこの審議会のときに、私その件について質問をさせていただいたんですよ。この問題についての認識は、まさに部落差別が根底にあるんですよ。そのことをきちんと職員の皆さんに認識してもらわないと、全く声の大きな人になびいていったという問題ではないんです。部落差別の問題です。そこの認識をきちんと捉えないとですね、問題解決になっていかないと思うんです。一般啓発したって何にもならない。一番啓発の教材としては、この問題を徹底的に議論して、どこに問題があったのかということ掘り下げていかないと前へ進まないだろうと思っています。こんなことがあったから一般啓発で皆さん集まってもらってグループで議論したって、その議論の中身はどうだったのか分かりませんけれども、おそらくその問題については直接教材にはなってないでしょう。そもそもそういう意識が差別意識だと私は思うんですよ。避けて通りたいという。そういうふうに頭の中では考えていても、それは否定する、否定した方が無難だと。だって部落差別してましたっていうふうに言うたら、叩かれますよね。でもあれは私は行政の差別意識から起きた問題であると思うんですよ。単なる声の大きい人やったら、解決しただろうと思うんですよ。でもこの自治会だからといったことが根底にあったからこそ何年も続いていたんですよ。それはまさしく部落に対する差別意識なんだということを皆さん方が認識しないとですね、声の大きかった者に対してで、えせ同和行為ではないとふうに認識していますというのは、まさしくそれは嘘ですよ。そこきちんとやはり自分の内面に問いかけていってですね、自分がこの問題について個人的にどんなふうに整理してるのかということ、自分の問題として考えていただかないと、これは根本に関わる認識の問題なので、是非その辺りをもっと深く捉えていただいて、自分自身の差別意識がどこにあるのかということ問い詰めていかないと、なかなか我々が望んでいるような方向には行かないだろうと思うんです。視点が違うわけですし、捉え方も違うわけですよ。そのことを強く申し上げておきたいと思います。
-------------	---

事務局(南条)	ありがとうございます。管理職がこれにはたくさん関わっておりますので、管理職の中でこの問題を深く、言われるように、掘り下げてというふうなことで考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
福田委員	個人を責めるという問題ではなく、その中には皆が責任あるんだという、行政に携わっている者も、当然、自治会の意識も改善していかないといけない。それは先ほど会長がおっしゃったように長い目で見ていく啓発の問題であって、当面、幸いと言ったら語弊がありますがけれども、こういう問題が起きた時にそれをどんなふうに、それを教材化していった自分らの意識を問うていくかという絶好のチャンスじゃないですか。そんなふうに考えていただきたいと思います。
事務局(南条)	はい。わかりました。
村林会長	少し時間も長くなってきましたけれども、皆さんはもうよろしいですか。 では、最後に事務局から何かありましたら、どうぞ。
事務局(藤田)	最後になりますが、本日はご多忙の中、ご出席いただきまして、ご審議いただきまして本当にありがとうございます。いただきましたご意見、たくさんいただきましたけれども、その意見につきましては真摯に受け止めて、今後の行政運営に活かしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それから次回につきましては、2回目を考えておりますが、年度末にはなるんですけれども年明けの2月頃を考えております。多少、時期は前後するかも分かりませんが、その頃開催したいと思っておりますので、またその節には、ご連絡させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。

村林会長	ありがとうございます。 委員の皆さんにはいろいろご意見をいただきました。 また、審議にご協力いただき、誠にありがとうございました。 これにて令和４年度第１回津市隣保館運営審議会を閉会いたします。 皆さん、どうもありがとうございました。
------	--